

主な出席停止の対象となる感染症と出席停止期間

病名	出席停止期間
新型コロナウイルス感染症 (陽性のみ)	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱後2日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで、または、5日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで
麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日間を経過し、かつ、全身症状が良好となるまで
風しん	発症が消失するまで
水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
咽頭結膜熱	主要症状が消失した後2日を経過するまで
結核	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 その他の感染症	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで

出席停止期間は上記のとおりですが、登校できるようになる期間については医師に確認をお願いします。
 なお、上記以外の感染症で医師から出席停止の指示を受けた場合でも出席停止にならない場合があります。
 まず、学校にご連絡ください。